時事新報

取引所條例

兼て風說のありたる取引所條例ハ一昨十四日を以て公布とあり本年九月一日より彌々施行の筈ありその細目の議論は倚詳さこの條例の特殊なる箇條と第一に株式組織の變更して仲買組織となりたる事と第二に從前の習慣は物品取引と株式取引と夫れ〳〵別を居たるを今回改めて之を一つに纏めたる事即ち是なり但し株式組織を改めて仲買組織とあすの實際に利益あるや否やの論に至りては過般來ブールス論とて世上に喧しくあれに關して我輩の意見を紙上に開陳したる事もあれど此の條例發布の今日に至りては今更之を如何んともす可らず又重要諸般の商品は更なり信約無形の株劵を混同して一手に取引所の賣買に任せたる集權の利害如何んも今敢て爰に論ずべきの必要なし次に此取引所に於て徵收すべき賣買取引の手數料と政府がこれに對して賦行すべき税金れ二つは今の米商會所若くは株式取引所の制規に比して如何あるべきか隨て實地應用の際に生する利害の點も未だろの細則の發表を見ざれば我輩が之に向て論議する能はざるは勿論あれど唯此條例を一讀して著しく目に留まりたる其要點を言いんならば第一は總則の第一條「取引所ハ商業上ノ取引ヲ便利ニシ市價ヲ平準ニシ」云々までれ文字は如何にも其通りにして從前の米商會所と云ひ株式取引所と云ひ市價を平準にまて社會の便利を增せばころその投機業れ弊害あるにも拘はらず設立を認許またる者あれ、我輩敢て怪まずと雖もその「商業上公正直實ノ風ヲ養成シ商業上ノ慣習ヲ統一維持シ」云々の文字に至りてい謂ゆる本條例改正の精神の存する所ならんと雖も商賣と道德は別物にして商賣の多き中にも信約株式の取引は射利投機の最も以て激しきものにて其相競爭して利を事とするの間には權略先見の外に權謀あり術策あり儲ければみろ約束を重じとすあれども損すれば則ち約を破り公正直實上の罪人と爲りて遂には其爭論に仲裁を要するあどの場合も多かららん文明の世界に商人等が身を處するの道も亦難しと云ふ可し左れば此條例の精神通り射利に從事する取引所の會員として果して公正直實れ風を養成せしめ天晴れ美德の紳商かあと其名聲信用能く、果して世に高まるべきや否やは數年の後ち實際の形迹を見ざる限りは又如何とも論ま難まし第二には右公正直實の風を養成せしめん爲め爭論仲裁の法を設けたるは從來の米商會所若くは株式取引所に之れ無きの制規にして役員常置員に仲裁れ權利を任せ一方にい其爭論れ事に代言人を出すを得ずと制限して代言人と云て賣買取引の仲裁に喙を容れしめず一方には法律上の見解に關する者を除くの外役員常置員の仲裁に對して裁判所に上訴を許さずとしたるは商賣上健訟の惡德を矯めて專ら各自隨意の調停に其爭を任せんとするの意ならん法の精神誠に以て完全なれども斯くも法律の監理を離れ全く取引所役員の權義を頼りにして今の投機商人を支配せんと實際に於て其効驗多かるべきや是れ亦疑を存せざると得ず又賣買取引に違約失信を爲す者の罰として通常の會員は百圓以內、仲買人は二百圓以內の過怠金を科せられ一時若くは永久に除名を命ずるは取引所役員の權利にして此項の設けある所以れ役員仲裁の効驗を盛くし兼て賣買人破約の弊を防がんとするに在る者あらん之を從前の米商會所株式取引所條例に對照するに從前は其會所限りの處分に於て敷金若くは身元金額迄の過怠金は隨時之を取立て得るの定めなれいれ新條例の過怠金は亦大に寬典ありと云ハざる可らず此の如く罰則も輕く負擔も輕く會所自身には資本金の備へも無く只三百圓以上三千圓以下の身元保證金を差出し得る會員を糾合して取引所を組織する者とせば其實際の成迹果して如何あるべきや倘ほ第三に本條例は本年九月一日より施行せらるも在來の米商會所條例及株式取引所條例ハ其會所營業滿期を以て廢止とあすは左もあるべき事にして現在れ會所の利便を圖りたるの精神い言いずまて明白なれども爰に我輩一點の疑と申すは例へば某の地方に於て會所の營業年限は來年の九月一日に終るものとせば其會所は從前の條例を其儘に遵奉まて倘は一箇年の命脈あるべき筈なれども一方に同じ其地方に在りて本年の九月一日より此新取引所を設立し米穀なり株式なり颯々と賣買と始められては在來會所の商賣は悉く此れに吸ひ取られて營業期限の未だ終らざるに先だち店頭寂寥謂ゆる雀羅と張るの衰況を來すこと勿かるべきや斯る如きは今の會所株主若くは仲買の爲めに其財産を喪ふの不利益あるべま顧ふに是等は追て細則の發布に於て定まるべきものなれば之を見るまでは豫め論斷す可らず唯我輩ハこの條例の目的を遂行して數年の後ち今れ米商會所株式取引所の弊惡に比し雲泥相違の改良を目撃せんこと偏に所望に堪へざるなり

官報

○勅令

朕取引所條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十年五月十四日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文　農商務大臣伯爵山縣有朋

勅令第十一號

取引所條例

第一章　總則

第一條　取引所ハ商業上ノ取引ヲ便利ニシ市價ヲ平準ニシ商業上公正直實ノ風ヲ養成シ商業上ノ慣習ヲ統一維持シ須要ノ報道ヲ傳播シ及取引所會員ノ間ニ生スル爭論ヲ仲裁スルヲ以テ目的トシ商業上便宜必要ノ地方ニ於テ其地方ノ商人農商務大臣ノ特許ヲ得テ設立スルモノトス○第二條　取引所ニ於テ賣買取引スヘキ物件ハ重要ノ商品公債證書證劵株式等ニシテ創立員又ハ取引所ノ出願ニ依リ農商務大臣ノ認可シタルモノニ限ル○第三條　取引所ヲ設立スルニハ東京大坂ニ於テハ三十人以上其他ノ地方ニ於テハ十五人以上會員タルヲ得ヘキ者創立員トナリ地方官廳ヲ經テ農商務大臣ニ願出ヘシ○第四條　取引所ハ其賣買取引スヘキ物件ニ就キ之ヲ各部ニ分チ又ハ數物件ヲ合セテ一部トシ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ○第五條　取引所ノ創立ニ係ル費用及之ヲ維持スルニ必要ナル費用ハ會員之ヲ負擔スヘシ、取引所ハ前項ノ費用ヲ補充スル爲メ賣買取引ニ就キ相當ノ手數料ヲ領收スルコトヲ得其手數料ノ割合ハ役員之ヲ議定シテ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ、前項ノ手數料ハ之ヲ分配スルヲ得サルモノトス○第六條　農商務大臣ハ取引所ヲ監督シ地方長官ヲシテ之ヲ監視セシメ其賣買取引法律命令ニ違反シ或ハ公衆ノ安寧ニ妨害アリト認ムルトキハ其全部又ハ幾部ヲ停止若クハ禁止シ其賣買取引ニ關渉シタル役員ヲ罷免シ仲買人ノ營業ヲ停止若クハ禁止シ及會員ヲ一時若クハ永久ニ除名スルコトヲ得○第七條　農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ取引所ノ規約ヲ改正セシメ又ハ決議及處分ヲ停止禁止若クハ取消スコトヲ得○第八條　農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ取引所ニ對シ委員ヲ命シ其一般ノ事務ヲ監察シ取引所ニ關スル法律命令ノ施行ヲ監視シ且其役員ノ集會ヲ整理セシムルコトヲ得○第九條　取引所ハ毎日一定ノ時間ニ於テ商業上ノ集會ヲ開キ其時間外ハ賣買取引ヲ爲スコトヲ許サス○第十條　本條例施行ニ關スル細則ハ農商務大臣之ヲ定ム○第十一條　取引所ノ賣買取引ニ關スル税則ハ別ニ之ヲ定ム

第二章　會員

第十二條　會員タルコトヲ得ル者ハ其取引所所在ノ地ニ居住スル商人ニシテ會員タルノ義務ヲ盡スコトヲ得ル者ニ限ル會員ニ非サレハ取引所ニ集會シ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス○第十三條　會員タル者ハ身元保證金三百圓以上三千圓以下ヲ差出スコトヲ要ス○第十四條　左ニ掲クル者ハ會員タルコトヲ得ス、一　婦女及未丁年者　但婦女ノ代理人未丁年者ノ後見人ハ會員タルコトヲ得、二　公權剝奪若クハ停止中ノ者、三　身代限ノ處分ヲ受ケ未タ辨償ノ義務ヲ終ヘサル者、四　第六條第十五條ニ依リ除名セラレタル者○第十五條　會員ニシテ不當ノ擧動ヲ爲シ爲ニ取引所內ニ於テ紛擾爭論ヲ釀スカ法律命令及規約ニ違反シタル不正ノ契約ヲ爲スカ又ハ故意ニ其商業上ノ責任ヲ果サヽルトキハ役員ノ決議ヲ以テ百圓以內ノ過怠金ヲ科シ一時若クハ永久ニ之ヲ除名スルコトヲ得

第三章　役員

第十六條　取引所ニ役員ヲ置クコト左ノ如シ

一　理事長　一　理事　一　常置委員

第十七條　役員ハ一箇年ヲ以テ任期トシ會員中ヨリ投票ヲ以テ選擧シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ但理事長及理事ハ會員ノ決議ニ由リ會員外ヨリ選擧スルコトヲ得　役員任期中ト雖モ其職務ヲ盡サヽルカ又ハ不正ノ所爲アルトキハ會員ノ決議ヲ以テ農商務大臣ノ認可ヲ受ケ退職セシムルコトヲ得○第十八條　理事長及理事ハ取引所ニ於テ賣買取引ヲ爲スコトヲ許サス○第十九條　役員ハ法律命令ノ範圍內ニ於テ農商務大臣ノ認可ヲ經其業務ニ關シ規約ヲ定ムルコトヲ得

第四章　仲買人

第二十條　取引所ニ仲買人ヲ置ク仲買人ハ他人ノ委托ニ由リ賣買取引ヲ爲スヲ以テ業トシ自己ノ爲メニ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス○第二十一條　仲買人ノ營業ハ一部ニ限リ數部ヲ兼ヌルコトヲ得ス○第二十二條　仲買人タラント欲スル者ハ農商務大臣ノ免許ヲ受クヘシ之ヲ受クルトキハ免許料金五十圓ヲ納ムヘシ○第二十三條　仲買人タルヘキ者ハ會員ニシテ營業保證金一千圓以上二萬圓以下ヲ差出スコトヲ要ス○第二十四條　仲買人ニシテ第十五條ニ掲クル所爲アルトキハ役員ノ決議ヲ以テ二百圓以內ノ過怠金ヲ科シ其營業ヲ停止若クハ禁止スルコトヲ得但營業ヲ禁止スルトキハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ○第二十五條　仲買人ハ自ラ取引所ノ賣買取引ニ從事スヘシ代理人又ハ手代ヲ使用スルコトヲ得ス○第二十六條　仲買人口錢ノ額ハ役員會議ニ於テ議決シ農商務大臣ノ認可ヲ得テ之ヲ定ム

第五章　賣買取引

第二十七條　取引所ニ於テ爲ス所ノ賣買取引ハ直取引及定期取引ノ二樣トス其方法ハ農商務省令及取引所ノ規約ヲ以テ之ヲ定ム○第二十八條　取引所ニ於テ賣買取引スヘキ物件ノ種類ニヨリ農商務大臣ハ取引所外ニ於テ取引所ノ賣買取引ト同一又ハ類似ノ方法ヲ以テ賣買取引ヲ爲スヲ禁止スルコトヲ得○第廿九條　取引所ニ於テ賣買取引シタル物件ノ相場ヲ以テ公定相場トス

第六章　仲裁

第三十條　取引所ニ於テ爲シタル賣買取引ニ關シ爭論ヲ生スルトキハ役員ニ申告シテ仲裁ヲ受クヘシ但代言人ヲ出スコトヲ得ス○第三十一條　前條ノ場合ニ於テハ常置委員ノ多數決ヲ以テ其爭論ヲ仲裁スヘシ○第三十二條　法律上ノ見解ニ關スルモノヲ除クノ外前條ノ仲裁ニ對シテ裁判所ニ上訴スルコトヲ得ス

第七章　罰則

第三十三條　第五條第三項第九條第十八條第二十條及第二十五條ヲ犯シ又ハ第二十七條ニ依リ農商務省令ヲ以テ定メタル賣買取引法ニ違ヒ賣買取引ヲ爲シタル者ハ二十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス○第三十四條　第二十八條ニ依リ農商務大臣ノ禁止シタル賣買取引ヲ爲シ又ハ第二十九條ノ公定相場ヲ僞リタル者ハ十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本條例ハ明治二十年九月一日ヨリ施行ス但米商會所條例及株式取引所條例ハ米商會所及株式取引所ノ營業滿期ヲ待テ廢止スルモノトス

雜報

○長野支會　大日本農會長野支會にては此程役員の選擧會を開きしに幹事長には木梨同縣知事幹事には八木

○正路吉松集…
○支那産の…
たる苛麻と…
を以て同會…
員に托まて…
其製品を引…
ビと同類な…
まといふ
○竹の團扇…
掛六千本を…
に廻送み着…
○長崎の兩…
社設立の擧…
三十六萬圓…
其筋へ出願…
關まて不日…
治、舩本萬…
商社は該定…
開社せりと
○大坂セメ…
めに資本金…
頭取には熊…
は三城彌七…
よし
○收税吏告…
方外四氏は…
告訴せられ…
と去月十六…
檢査に際し…
し同地より…
○高等中學…
は今度大坂…
上彦四郎氏…
○織物起業…
地織物商が…
て其資本金…
け殘る三萬…
株廿五圓に…
○積水運河…
高來郡積水…
が實見せ…
線實測の…
○麥酒製造…
會社を設立…
○山崎正善…
山崎正善氏…
山崎…
明治十九…
紀海。我…
君諱正…
政二年…
自幼好…
有所爲。…
十二。四…
不知異…
可測也。…
爲闢。…
不支許。…
南紀之…
天平莫…
明治…
○支那の…
政府の…
に記載し…
力の試驗…
所川あり…
氏及び…
して實驗…

佐藤氏著　英和會話篇　卷之五　一冊　定價二十錢
ANGLO-JAPANESE CONVERSATION LESSONS.
右今般發兌仕候間不相變續々御注文ヲ乞フ

分光社　四月死者　五月當籤廣告
死者　甲ナシ　乙二八　丙一八　丁一八
當籤　甲ナシ　乙ナシ　丙八　丁三〇四
弊社新聞雜誌ハ義大方諸君の御愛顧に由り日增に盛大

通俗日本外史

隣家ヨリ出火川岸有之ニ付　五　三